

## 市行動計画の策定と改定に至る経過

時期	内容	備考
H26年5月	那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画)を策定	上位計画(政府行動計画、都道府県行動計画)の策定に伴い、 <u>全国的に市町村計画の策定指示あり。</u>
R元年12月～	新型コロナウイルス感染症の流行	
R6年7月	<u>政府行動計画の改定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コロナ禍後、10年ぶりの抜本改定。</u></li> <li>・<u>新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染も検討の対象。</u></li> <li>・概ね6年毎の改定(フォローアップ)を明記</li> </ul>
R7年3月	<u>栃木県行動計画の改定</u> 	政府行動計画の改定に伴い、県行動計画が改定。
R8年2月	<u>市行動計画の改定</u>	政府行動計画、県行動計画の改定に伴い、市町の行動計画の改定。

## 市行動計画の改定に係る主な内容

章立て	当該頁	主な内容
第1章 那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要	1-2	計画の策定時と、今回の改定に至る経過を説明。
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3-17	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動計画の基本的な考え方、方針を説明。</li> <li>● 主なものは次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章における「<a href="#">対応時期(P6)</a>」と「<a href="#">対策項目(P14)</a>」の考え方</li> <li>・公共団体、その他団体等について、それぞれの役割(P11)</li> <li>・今後の定期的(6年毎)なフォローアップを明記(P17)</li> </ul> </li> </ul>
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18-44	7つの「 <a href="#">対策項目</a> 」を3つの「 <a href="#">対応時期</a> 」に分けて、対策を記載
用語集	45-49	行動計画に関する用語集

改定前計画の枠組み

① 実施体制	×	A 未発生期
② 情報提供・共有		B 海外発生期
③ まん延防止		C 発生早期(国内・県内)
④ 予防接種		D 県内感染期
⑤ 市民生活及び経済の安定の確保		E 小康期

改定後の枠組み\_政府行動計画、県行動計画から市に関わる分を抜粋して作成

① 実施体制	×	A 準備期	発生前の段階
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		B 初動期	国内及び県内で発生した場合を含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
③ まん延防止		C 対策期	(1) 国内及び県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
④ ワクチン			(2) 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
⑤ 保健			(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
⑥ 物資			
⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保			

項目・時期に応じた、主な対策内容\_1/3

① 実施体制	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">行動計画の作成や体制整備、強化</a></li> <li>・訓練の実施</li> <li>・<a href="#">国や県等との連携の強化</a></li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、対策本部の設置を検討</li> <li>・<a href="#">国による基本的対処方針について、市民等へ情報提供する。</a></li> <li>・庁内人員体制の確保</li> <li>・必要に応じて、対策に要する経費について予算措置を講じる。</li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">市対策本部の設置</a></li> <li>・必要に応じて、県や他の市町へ応援を求める。</li> <li>・<a href="#">緊急事態宣言がなされた後は、直ちに市対策本部を設置し、措置に関する総合調整を行う。</a></li> <li>・<a href="#">政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。</a></li> </ul> <p>※特措法に基づかない対策本部の設置を継続することも可能</p>
② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">発生前における感染症に係る基本的情報の市民等への情報提供・共有</a></li> <li>・偏見、差別等に関する啓発、偽、誤情報に関する対応</li> <li>・高齢者、こども等への適切な配慮による情報提供の方法の検討</li> <li>・<a href="#">県、市町等との情報提供の在り方の整理</a></li> <li>・医療機関等との情報共有体制の整備</li> <li>・内部での情報共有体制の整備</li> <li>・<a href="#">新型インフルエンザ等発生時の市民向けコールセンター設置の準備</a></li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期に定めた方法を踏まえた情報提供を行う。</li> <li>・<a href="#">コールセンター等の設置・運営</a></li> <li>・偏見、差別等、偽・誤情報への対応</li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期に定めた方法を踏まえた情報提供を行う。</li> <li>・<a href="#">コールセンター等の設置・運営</a></li> <li>・偏見、差別等、偽・誤情報への対応</li> </ul>

項目・時期に応じた、主な対策内容\_2/3

③ まん延防止	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の実施等に参考となる指標やデータ等の整理</li> <li>・<u>基本的な感染対策の普及、啓発</u></li> <li>・<u>小中義務教育学校、保育施設の感染対策の検討、必要な備蓄の準備を行う。</u></li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国からの要請に基づき、業務継続計画に基づく対応の準備</u></li> <li>・<u>小中義務教育学校、保育施設について、必要に応じて対策の開始</u></li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国からの要請に基づき、業務継続計画に基づく対応を行う。</u></li> <li>・<u>小中義務教育学校、保育施設について、必要に応じて対策の開始</u></li> <li>・緊急事態宣言がなされた後は、直ちに対策本部を設置するし、市が実施する措置に関する総合調整を行う。</li> </ul>
④ ワクチン	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>接種に必要な資材の確保方法等の確認</u></li> <li>・ワクチンの供給体制の確認</li> <li>・接種体制の検討、訓練の実施</li> <li>・特定接種、住民接種の検討</li> <li>・接種に関する情報提供(小中義務教育学校、保育施設含む)</li> <li>・<u>医療機関のデジタル化の環境整備に取り組む。</u></li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>接種体制等の必要な準備を行う。</u></li> <li>・国が提供する接種に関する情報の収集</li> <li>・接種体制の構築</li> <li>・<u>接種に必要な資材の確保</u></li> <li>・<u>接種に関する情報を市民等に提供する。</u></li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種に必要な資材の確保</li> <li>・<u>国から割り当てられたワクチンの医療機関等との調整</u></li> <li>・<u>初動期に構築した接種体制に基づく接種の実施</u></li> <li>・<u>接種に関する情報について市民等への周知</u></li> <li>・<u>接種記録の管理</u></li> <li>・<u>健康被害に対する救済制度の周知</u></li> </ul>

項目・時期に応じた、主な対策内容\_3/3

⑤ 保健	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察に係る応援派遣体制の検討</li> <li>・市民への情報提供体制の検討</li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等への情報提供の開始</li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する健康観察及び生活支援への協力</li> </ul>
⑥ 物資	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の実施に必要な物資等の備蓄及び定期的な確認</li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資等を確保し、必要に応じて供給について検討する</li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資等を確保し、必要に応じて供給について検討する</li> <li>・物資等が不足するときは、国や地方自治体間で互いに融通する等、相互に協力するよう努める</li> </ul>
⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保	A 準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有体制の整備</li> <li>・DX推進により、支援の実施等適切な仕組みの整備。</li> <li>・対策の実施に必要な物資の備蓄</li> <li>・市民等への備蓄の勧奨</li> <li>・生活支援を要する者への支援の準備</li> <li>・火葬能力の把握、火葬体制の整備</li> <li>・災害時の避難所における感染症対策の検討・準備</li> </ul>
	B 初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬の体制等の整備</li> </ul>
	C 対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>・要配慮者等の生活支援を要する者への支援</li> <li>・埋火葬の体制等の整備</li> <li>・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>